

○ 地方自治法に基づく知事の専決処分指定事項

(平成 28 年 3 月 23 日議決)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次の事項を知事において専決処分をする事項に指定する。

- 1 府営住宅の明渡し請求に応じない者に対する訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1 件の金額が 500 万円以下の自動車事故等による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。
- 3 請求額 500 万円以下の支払督促が督促異議の申立てにより訴訟に移行した場合の訴えの提起及び当該訴訟の和解に関すること。